

平成25年度北海道一般会計補正予算（第3号）

平成25年度北海道一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,651,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,732,284,853千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		340,124,935	15,128,354	355,253,289
	2 国庫補助金	214,748,796	15,128,354	229,877,150
10 財産収入		7,865,150	19,447	7,884,597
	1 財産運用収入	4,297,021	4,575	4,301,596
	2 財産売却収入	3,568,129	14,872	3,583,001
12 繰入金		67,891,861	3,060,559	70,952,420
	2 基金繰入金	64,304,413	3,060,559	67,364,972
13 諸収入		283,524,612	49,946	283,574,558
	6 雑収入	4,976,213	49,946	5,026,159
14 道債		610,645,174	4,393,104	615,038,278
	1 道債	610,645,174	4,393,104	615,038,278
歳入	合計	2,709,633,443	22,651,410	2,732,284,853

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		229,600,832	15,531,587	245,132,419
	1 総 務 管 理 費	88,593,442	15,469,312	104,062,754
	3 学 事 宗 務 費	49,158,763	62,275	49,221,038
3 総 合 政 策 費		51,183,360	△ 312	51,183,048
	6 地 域 づ くり 支 援 費	4,366,436	△ 312	4,366,124
5 保 健 福 祉 費		393,626,997	1,901,639	395,528,636
	1 保 健 福 祉 管 理 費	24,296,793	1,901,639	26,198,432
7 農 政 費		96,928,729	5,573	96,934,302
	11 農 業 施 設 管 理 費	11,527,721	5,573	11,533,294
8 水 産 林 務 費		73,483,204	1,036,316	74,519,520
	1 水 産 林 務 管 理 費	7,149,380	12,751	7,162,131
	4 漁 港 漁 村 費	22,161,039	809,000	22,970,039
	6 林 業 木 材 費	19,383,591	80,565	19,464,156

款	項	補正前の額	補正額	計
	9 治山費	9,355,250	134,000	9,489,250
9 建設費		250,828,240	2,170,821	252,999,061
	1 建設管理費	65,649,706	8,600	65,658,306
	3 道路橋りょう費	109,820,452	1,559,000	111,379,452
	4 河川費	41,881,090	301,000	42,182,090
	5 砂防海岸費	16,479,496	302,221	16,781,717
10 警察費		124,343,851	167,000	124,510,851
	3 交通安全施設費	3,614,324	167,000	3,781,324
11 教育費		459,582,876	4,513	459,587,389
	4 高等学校費	98,975,496	4,513	98,980,009
12 災害復旧費		1,929,469	362,264	2,291,733
	2 水産林業施設 災害復旧費	1,016,692	215,998	1,232,690
	3 土木施設災害復旧費	847,902	146,266	994,168
14 諸支出金		81,291,917	1,472,009	82,763,926

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 諸 費	77,084,277	1,472,009	78,556,286
歳 出	合 計	2,709,633,443	22,651,410	2,732,284,853

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	
2 総務費	1 総務管理費	札幌医科大学運営支援費	761,845	
3 総合政策費	3 政策費	北海道特定特別 総合開発事業推進費	153,543	
7 農政費	4 畜産振興費	牛海綿状脳症病性鑑定費	193,681	
8 水産林務費	1 水産林務管理費	補助事業事務費	11,729	
		4 漁港漁村費	水産物供給基盤整備事業費	574,780
		漁港漁村活性化対策事業費	268,000	
9 建設費	3 道路橋りょう費	道路公共事業費	560,000	
		道路特別対策事業費	855,318	
		地域活力基盤整備事業費	1,292,832	
	4 河川費	河川公共事業費	178,000	
		ダム公共事業費	1,012,000	
12 災害復旧費	2 水産林業施設 災害復旧費	緊急治山事業費	312,000	
	3 土木施設 災害復旧費	土木災害復旧事業費	370,000	

第 3 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成25年度道単独投資事業に関する債務負担行為	—	—	平成25年度から 平成26年度まで	漁港事業について 90,000 漁港海岸事業について 41,000 治山事業について 248,000 道路事業について 2,522,000 河川事業について 690,000 海岸事業について 195,000 交通安全施設整備事業について 271,000 の合計額 4,057,000

第 4 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 整備費	534,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,307,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
死亡牛BSE 検査施設 整備費	—	—	—	—	129,000	同 上	10% 以内	同 上
水産基盤 整備費	6,077,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	6,392,000	同 上	10% 以内	同 上
臨時漁港海岸 保全施設整備 特別対策 事業費	—	—	—	—	21,000	同 上	10% 以内	同 上
臨時治山施設 整備特別対策 事業費	—	—	—	—	114,000	同 上	10% 以内	同 上
臨時道路整備 特別対策 事業費	18,875,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	19,920,000	同 上	10% 以内	同 上
臨時河川整備 特別対策 事業費	300,000	同 上	10% 以内	同 上	570,000	同 上	10% 以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 関 連 事 業 費	2,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	54,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時海岸保全 施設整備特別 対策事業費	60,000	同 上	10%以内	同 上	165,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設 整備特別対策 事業費	—	—	—	—	63,000	同 上	10%以内	同 上
治 山 災 害 復 旧 費	222,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	247,000	同 上	10%以内	同 上
土 木 災 害 復 旧 費	190,000	同 上	10%以内	同 上	234,000	同 上	10%以内	同 上
臨 時 財 政 対 策 債	189,419,974	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	同 上	190,857,078	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	同 上
合 計	610,645,174				615,038,278			

議 案 第 2 号

平成25年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第 1 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道事業費	公 共 事 業 費	258,297

議 案 第 3 号

平成25年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第3号）

平成25年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,447,978千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸収入		17,294,084	118,000	17,412,084
	1 収益事業収入	14,209,381	53,260	14,262,641
	2 雑収入	3,084,703	64,740	3,149,443
歳入合計		17,329,978	118,000	17,447,978

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 馬 費		16,927,041	118,000	17,045,041
	2 競 馬 開 催 費	16,907,106	118,000	17,025,106
歳 出 合 計		17,329,978	118,000	17,447,978

議案第4号

平成25年度北海道病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成25年度北海道病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成25年度北海道病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	1,953,141千円	1,901,639千円	3,854,780千円
第3項 他会計負担金	809,517千円	1,901,639千円	2,711,156千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,380,838千円	1,901,639千円	4,282,477千円
第2項 企業債償還金	1,177,462千円	1,901,639千円	3,079,101千円